

◇ 深 澤 均 君

○議長（高橋 猛君） 次に、7番、深澤 均君の一般質問を許可いたします。深澤 均君、登壇願います。

（7番 深澤 均君 登壇）

○7番（深澤 均君） 通告に従って質問をいたします。

まず、第1点目は、米政策についてであります。

政府は、11月27日に米政策を含む経営安定所得対策の見直しと日本型直接支払制度の全体像の正式決定をいたしました。これには、米の直接支払交付金を2014年度から10アール当たり1万5,000円から7,500円に削減して、18年には廃止することが盛り込まれております。これは減反政策の廃止を意味するもので、これまで米価の安定、米の安定生産を願い、40年以上もの長い間、米の生産調整に協力してきた町内農家からは、「これから何となるべ」といったような不安の声を多く聞きます。

私は、この減反政策の廃止という米政策の大転換は、水田農業が基幹産業である美郷町にとって一大事であると考えております。秋田県知事の佐竹知事もこの減反政策の廃止に触れ、本質論が足りないとしながらも、方向性としてはやむを得ない時期に来ているのではないかという見解を示しております。また、このピンチをチャンスに変える積極的な姿勢が必要ということで、東北各県の中でも唯一一定の評価をしているところであります。

今定例会行政報告の中で、町長はこの米政策について触れ、「内容、制度に不明な点が多く、今後県の動向を踏まえ対応を検討する」としてはいますが、農家の不安からすると、消極的な発言に感じたところであります。

そこで、5年後の減反政策廃止をどのように評価し、受けとめているのか、どんな影響が美郷町で懸念されるのか、お考えを伺います。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

米政策についてですが、T P P交渉の先行きが不透明な中、国の農林水産業・地域の活力創造本部において、11月26日、制度設計の全体像が決定され、その中で40年以上続いてきた生産調整の廃止も示されたことで、生産現場に不安や戸惑いが広がっていることは、議員ご指摘のとおりだろうと存じます。

一方、現在の米政策については、生産調整による米の需給と価格安定を目的としております

が、現状では需要の減退に歯どめがかからず、生産調整を毎年強化せざるを得ない状況にあるほか、作況により価格も安定しないため、米中心の農業経営においては、消費動向に生産が左右される他産業と同様に将来展望をどう持つべきなのか、思慮が難しい環境にあるものと認識しております。

こうした状況を踏まえ、国としては農業の持つ重要性を鑑み、将来において農業の存続について深慮の上に深慮を重ねた結果、このたびの減反政策の見直しを初め、米政策全般に係る米の直接支払交付金の見直しや、日本型直接支払制度の創設、食料自給率、自給力の向上に向けた水田のフル活用など、6項目にわたる制度設計の全体像を提示したのだろうと理解しております。ただし、このたびの見直しについて農業者から意見を伺ったとの話は聞いたことがありませんので、もしそうした幅広の議論など決定されたとするならば、知事発言と同様、深慮と言いながらも十分な議論を重ねた決定とは言えないと受けとめております。

また、減反政策廃止の影響についてですが、一面的な見方をすると、減反廃止で米の作付がふえ、それに伴い米価が下落、結果、米中心の農家は苦しくなり離農するという見方がありますし、一方で、減反廃止で自由に米をつくることができることで、相対取引も含めて新たな可能性を見出し、農業経営基盤は強化されるという見方もあるだろうと思います。

しかし、この制度は関連性ある6項目がセットで提示されておりますので、一項目について一面的な影響を推しはかるのではなくて、6項目全てを総合的に捉えなければ、正鵠を射る今後の農業の姿は俯瞰できないだろうと思います。

先日、本町出身の佐々木康雄東北農政局長の農政講演会が開催されましたが、佐々木局長はその中で、報道は一面的であり全てではないこと、それをもって慌てふためくことは慎んだほうがよいことなどについてお話しされておりましたが、これはまさに全体像をきちんと把握した上で、総合的に制度を見てほしいという趣旨だろうと私は理解しております。

いずれ今後、制度の詳細がわかり次第、町としては迅速な対応をしますし、さきの一般質問の答弁のとおり、町内消費の米についてはできるところからチャレンジしていきますので、決して消極的ではないことにご理解をお願いいたします。

議員ご指摘のとおり、農政の大転換と認識しているからこそ、私は、急いで事を仕損じる、あるいは、彼を知り己を知れば百戦危うからずの趣旨、ここで言う「彼」というのは、いわゆる新しい制度のことであり、「己」というのは我々の農業の実態です、を大切にして、しっかりと対応していく考えです。なお、現状において確実に言えますことは、減反を廃止したとしても、これまでの農業政策の方向、つまりは経営規模の拡大、あるいは経営の複合化、そして農業の6次

産業化や農産物の個性付与に代表される付加価値化などの方向は変わらないということです。このことを肝に銘じ、それぞれの立場での熟慮を促したいと思います。

どうか農業に携わる皆様には、自己意思を基本としながら、いたずらに報道に振り回されず、また憶測や想像の話に動揺せず、身近にある行政機関、農業団体等とともに、一緒になって今後の農業情勢を乗り越えていくという強い意思を持っていただくようお願いを申し上げたいと存じます。以上です。

○議長（高橋 猛君） 再質問ありますか。7番、深澤 均君の再質問を許可いたします。

○7番（深澤 均君） 今の町長の答弁の中に、決して消極的ではない、これからはしっかりと美郷町の農業を支援していくという言葉聞いて一安心しているところでもあります。県でも、国に対して積極的に現場の状況を訴え、そして政策提言をしていきたいというふうにしておりますけれども、美郷町においても同じような立場ではないのかな、県政に対して美郷町の実態を、現場の状況を訴えて、きちっと県の農政に提言をしていくというような姿勢が必要かと思われま。これは言うまでもなく、今までも行ってきているところではありますけれども、今こそもっとしっかりと言葉にあらわしてお願いしたいものだと思っておりますけれども、このことについて町長から答弁あればお伺いしたいと思います。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、自席でお願いします。

○町長（松田知己君） ただいまの再質問にお答えいたします。

深澤議員がおっしゃいましたとおり、これまでも美郷町としては県の農政施策に対してさまざま話、要望、提言をしてまいっております。今般の制度設計の全体像を踏まえ、町として詳細がわかった段階において、町の現状を重ね合わせ、政策提言すべきことは引き続き政策提言いたしますことをお伝え申し上げたいと思います。以上です。

○議長（高橋 猛君） 再々質問ありますか。（「次の」の声あり）次の質問に移っていただきます。

○7番（深澤 均君） それでは、2点目の質問に移らせていただきます。2点目は、若者定住促進奨励金事業についてであります。

この事業は、若者の美郷町への定住を促進し、人口増加と活力あるまちづくりを推進することです。若者に限定したこの事業は、少子化対策としても期待をしているところであります。事業年度は24年度から26年度までの3カ年で、初年度の24年度は従来の定住奨励に合わせて982万円の当初予算に対し、270万円の実績でありました。25年度は要綱見直しもあり、同1,093万円の増額予算で取り組んでいることは非常に評価しているところであります。

この事業の具体的な流れとしては、23年中の家屋の取得に対して24年度の奨励金の交付、24年中の家屋の取得に対して25年度の交付であります。本年25年中の家屋の取得に対しては26年度の交付ということで、年明けからの取得は対象になりません。私は、この事業の趣旨からすれば、若者の定住促進奨励金事業の継続がぜひとも必要と考えているところであります。町としては、町側からすれば、27年度予算で検討することになるわけでありますが、美郷町に定住を望む若者側からすれば、その前年に告知されてこそ美郷の魅力になるものと思います。切れ目のない若者定住促進施策と若者目線での取り組みが大事と考えますが、町長はいかがお考えか。これまでの交付実績もあわせて伺います。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） 若者定住促進奨励金事業の継続についてですが、本事業は議員ご承知のとおり、平成24年度から26年度までの3カ年事業として2年度目には初年度の実績を踏まえ、建築業者要件の緩和や子供加算など要綱を一部改正し、より事業効果が図られる内容で拡充・強化しております。

実績につきましては、平成24年度交付実績が12件、254万3,000円です。25年度実績見込みが26件、980万円となっており、今年度は制度拡充に加え、消費税引き上げを見据えた駆け込み建築ラッシュも重なったこともあり、件数並びに交付額ともにふえている状況です。

本事業の継続についてのご質問ですが、基本的に若者の定住促進は今後も変わらない町の重点事項であると私は認識しております。そのため、何らかの若者定住促進策の展開が必要と思っておりますが、現在の施策の後にどういう取り組みが美郷町にとってよいのか、十分な検討が必要とも思っているところです。現在、来年度の予算案編成作業に入っていますが、その作業の中で十分に検討を行い、若者定住促進策を切れ目なく実施することを考えてまいりたいと存じますので、ご理解をお願いいたします。

なお、現在実施している事業の適用期限は、平成25年12月末までの住宅完成ですが、消費税引き上げを見据えた建築ラッシュなどに伴い、建築資材の調達や職人の確保に困難が生じ、結果的に完成が遅延している案件があるやに伺っております。こうした事態に対処するため、今年度限りの特例措置として平成26年3月末完成分までについては本事業を適用する方向で現在検討しており、特例措置を決定した後は、該当する方々を意識して十分な周知を図ってまいりたいと考えております。以上です。

○議長（高橋 猛君） 再質問ありますか。7番、深澤 均君の再質問を許可いたします。

○7番（深澤 均君） 美郷町の今の定住奨励の実態を本当によく踏まえた対応だというふうには思っております。3月末まで遅延している家屋取得に対しての事業対応ですけれども、大変いいことだなというふうに思っております。25年、ことしの5月に見直しが発表されましたけれども、その見直しが実際の若者に浸透して、そして、いや、美郷では大変いい事業をやっているなということで、町外の方々が美郷町にもし適地があれば住宅を購入したいとか、美郷に住みたいとかというふうに思ってから、いろんな資金対応なり準備をして、でき上がるまでにはおよそやはり半年ぐらいの、最低でも半年ぐらいの時間が必要かと思われまます。

そうすると、見直しが5月に発表されましたので、うまくいっても年度いっぱいにはできるかできないか、それをもとにして行動を起こしたとしても、そういうふうな時期になってしまうということからすれば、今の対応はすばらしくいい対応だなというふうに思っております。先ほど言いましたけれども、見直してからまだ時間がそうたっておりませんで、できれば3月末まででなくて、要綱の24年から26年までというところを要綱を見直して、継続的に若者定住を展開していただきたいというふうに思っておりますので、そこら辺のところをお願い申し上げて質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（高橋 猛君） これで、7番、深澤 均君の一般質問を終わります。